

議第4号議案

コミュニティバスを存続させ、地域公共交通の充実発展を図るための
意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和6年3月21日提出

| | | | |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 新座市議会議員 | 小野 | 大輔 |
| 賛成者 | // | 石島 | 陽子 |
| | // | 高邑 | 朋矢 |
| | // | 笠原 | 進 |
| | // | 黒田 | 実樹 |
| | // | 小野 | 由美子 |

提 案 理 由

国と地方自治体の責務であると考え、地域公共交通の拡充を図るため、この案を提出する。

コミュニティバスを存続させ、地域公共交通の充実発展を図るための 意見書

高齢者の運転免許証返納や若者の運転免許保有者の減少の中で、路線バスやコミュニティバス、デマンド交通など地域公共交通機関を充実してほしいという要求が、極めて高くなっている。

埼玉県内の市町村は、市民の要求や運動に応じて、国の特別交付税や補助金を受けながら拡充の努力をしている。しかし、地域公共交通の活性化・再生を保障する国の予算は、2011年度導入時は305億円が計上されていたが、2022年度は207億円に減らされている。

さらに、バス・タクシー運転手の不足が深刻化し、路線バスの減便・廃止に加え、バス事業者のコミュニティバスからの撤退表明や相談が大規模に広がっている。このままでは地域公共交通機関の崩壊を招き、地域のくらしを守ることができない。

国と地方自治体の責任で地域公共交通を拡充するため下記の事項を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国として運転手確保にあらゆる施策を講じること。バスやタクシー運転手の賃金上げが実施されるよう努めること。
- 2 地域公共交通確保維持改善事業をはじめ国の負担を大幅に拡充すること。
- 3 大規模な撤退を計画している大手バス事業者に対して、計画見直しを求めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年3月 日

埼玉県新座市議会

総務大臣 様

国土交通大臣 様